

操業環境の改善
等で補助を受けたい

滋賀県企業立地促進補助金

趣旨・目的

企業の円滑な操業環境づくりを応援し、県内への定着・更なる投資を促進するため、県内で新規立地および設備投資を行う企業の人材確保や操業環境の改善等に要する経費に対して補助金を交付します。

対象となる方

県内で一定規模以上の新規立地および設備投資を計画している、次のいずれかの事業者

- ①製造業
- ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認事業者
- ③道路貨物運送業・倉庫業（特定地域のみ）

支援内容

補助項目	経費（例）	対象期間	補助率	補助限度額	
(1) 人材確保・人材育成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・求人サイトへの募集情報の掲載費 ・企業説明会への出展費 ・インターンシップ実施に係る経費 ・従業員のスキルアップ研修実施に係る経費 	(人材確保) 操業前2年度以内 (人材育成) 操業前1年度、 後2年度以内	補助対象 経費の 最大 1/2	2,000 千円	(1)～(3) の計で 5,000千円 (単年度)
(2) 通勤環境の改善に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤バスの車両リース費用 ・通勤バスの委託運行費 ・自転車通勤促進に係る事業費 	操業後3年度以内		5,000 千円	
(3) 職場環境・働き方改革に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの導入等に係る経費 ・企業型保育施設の設置に係る調査費 ・感染症対策のための衛生用品購入費 	操業前または後1年度以内		2,000 千円	

※複数の事業者が共同で補助対象事業を実施される場合は、補助限度額を増額します。

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 企業立地推進室

TEL：077-528-3792（137ページ No.17）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援